

令和2年度 社会福祉法人 尾張旭市社会福祉協議会 事業計画

「温故知新」の故事のとおり、令和2年度は、尾張旭市社会福祉協議会にとって振り返りの年であると同時に大きな飛躍を誓う年となります。昭和45年11月に法人認可を受けてから50年の節目を迎え、令和3年2月には、法人化50周年記念事業として第50回社会福祉大会を開催いたします。本会は、これまで、民生委員児童委員や社会福祉施設等の社会福祉関係者をはじめ、多くのボランティア、保健・医療・教育などの関係機関、そして行政と手を携えながら、「愛のあるまち、愛がつくられてゆくまち」をスローガンに、本市の地域福祉の向上に向けて様々な事業に取り組んできましたが、いわゆる団塊の世代が、すべて75歳以上となる「2025年問題」を目前に控え、8050問題や認知症支援、高齢者世帯等への生活支援など、特に高齢者福祉の分野では喫緊の課題を数多く抱えています。

近年、多様な価値観のもと、福祉課題は複雑かつ多岐にわたり、その解決に向けた今後の地域福祉の在り方が問われる中、国を挙げて進められている「地域共生社会の実現」では、平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援すること等が示され、2020年（令和2年）から2025年を目途にした「地域課題の解決力を強化する体制」と「総合的な相談支援体制」の構築が求められています。そして、それらの体制づくりの中心的な機関の一つとして挙げられているのが「社会福祉協議会」です。

こうした「社会福祉協議会」の役割を果たすべく、具体的な行動計画として位置づけられるのが「地域福祉活動計画」です。令和2年度は、平成27年度に策定した第4次地域福祉活動計画の最終年度であると同時に、次期計画の策定年度となります。第5次地域福祉活動計画の策定にあたっては、現計画における成果を検証しつつ、地域懇談会の開催をとおして地域住民と一緒に新たな地域課題を把握するとともに解決策を打ち出し、めまぐるしく進化する国の施策も見据えながら、尾張旭市の第4期地域福祉計画と一体となって策定してまいります。

本会は、これまでの50年の歩みの中で培ってきた地域住民をはじめとする福祉関係諸団体やボランティア団体、行政等との調和を保ちながら、今後も本市の福祉課題の動向をしっかりと見据え、新たな地域福祉の担い手の発掘と地域の福祉力の維持、向上を図るとともに、超高齢社会の到来に伴うさまざまな地域課題にきめ細かく丁寧に対応できるよう、医療、介護、福祉の専門機関との連携、協働による支援体制の更なる強化に努め、誰もが安心して住み慣れた地域に暮らし続けることのできる「福祉のまちづくり」を一層進めてまいります。

○重点事業

- 1 住民参加による地域福祉活動の推進支援
- 2 生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーター事業の展開
- 3 地域包括支援センターによる認知症総合事業の実施
- 4 居宅介護支援事業の着実な運営
- 5 組織を挙げたあらゆる地域生活課題への対応

○ 事業内容 (※は新規事業)

1 法人運営

- (1) 理事会・評議員会の開催
- (2) 評議員選任・解任委員会の開催
- (3) 正副会長会議の開催
- (4) 組織体制の充実
- (5) 地域福祉事業アドバイザーの設置
- (6) 会員募集

協力：校区社会福祉推進協議会

※(7) 第5次地域福祉活動計画の尾張旭市第4期地域福祉計画との一体策定

2 企画広報

- (1) 法人化50周年記念事業「第50回尾張旭市社会福祉大会」の開催
〔市地域福祉補助金事業〕・〔瀬戸信用金庫地域振興協力基金助成事業〕
- (2) 福祉マインドフェア尾張旭2020の開催 〔市地域福祉補助金事業〕
- (3) 社協だより発行（A4版8ページ）
- (4) ホームページ更新

※(5) 社協紹介PR動画の作成

3 福祉のまちづくり

- (1) 校区社会福祉推進協議会の育成 〔市地域福祉補助金事業〕
- (2) 市校区社会福祉推進連絡協議会の育成
- (3) 家庭介護教室の開催 〔市受託事業〕
- (4) ボランティア団体の育成 〔市地域福祉補助金事業〕
- (5) 市ボランティア連絡協議会の育成 〔市地域福祉補助金事業〕
- (6) 障がい者団体等事業助成 〔市地域福祉補助金事業〕
- (7) ボランティア給食サービス事業 〔市地域福祉補助金事業〕

運営協力：ボランティアグループくすの木会

本地ヶ原校区社会福祉推進協議会ももの会

(8) 福祉教育事業

- ア 福祉協力校（市内小・中・高等学校）への支援
- イ 福祉協力校連絡会の開催
- ウ 福祉実践教室の開催
- エ 福祉教育講座～ふくし探検隊～の開催〔市地域福祉補助金事業〕

(9) 災害対策事業

- ア 災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催〔市受託事業〕
- イ 災害ボランティアコーディネーター尾張旭との連携
- ウ 尾張旭市総合防災訓練への参加協力
- エ 東尾張ブロック社会福祉協議会局地災害時救援活動訓練への参加協力

※オ 災害用備品の整備

(10) フードバンク協力事業

- ア フードドライブ事業の実施（年2回）
- イ 生活困窮者等への食糧支援

4 車いす等貸出事業

- (1) 会員への車いす貸出事業
- (2) 会員への車いす専用車貸出事業

5 ボランティアセンター

(1) ボランティアセンター運営事業〔市地域福祉補助金事業〕

- ア 県社協等ボランティア養成講座・研修会への参加
- イ ボランティア団体備品等購入費の助成
- ウ ボランティアの登録及び斡旋
- エ ボランティア活動保険及び行事用保険の加入促進

(2) ボランティア養成講座の開催

- ア 男性のためのボランティア学校～ボランティアはじめの一步～の開催（2か月）〔市地域福祉補助金事業〕
- イ クッキングボランティア講座～家事場のちから～の開催〔市地域福祉補助金事業〕
- ウ ボランティアサロンの開催（月1回）

(3) 東尾張ブロックボランティア集会への協力

(4) 市民活動支援センターとの連携

6 共同募金配分金事業

(1) 高齢者福祉事業

- ア 敬老肖像写真贈呈事業の実施（80歳夫婦及び90歳到達者）
- イ ふれあいきいきサロンへの支援
- ウ ボランティア給食サービス事業の実施
- エ 市シニアクラブ連合会事業への支援

- (2) 障がい児・者福祉事業
 - ア 尾張旭おもちゃ図書館の運営
協力：おもちゃ図書館ボランティアぽっけ
 - イ 障がい児者福祉施設の支援
 - ウ 第32回ウェルフェアボウリング大会への支援
- (3) 児童福祉事業
 - ア 赤い羽根こころの文庫の支援（市内の私立幼稚園・民間保育園）
 - イ 民間学童クラブへの支援
 - ウ 青少年育成団体への支援
 - エ 第70回社会を明るくする運動への支援
 - オ 子育てサロンへの支援
 - カ 児童福祉施設への支援
- (4) 福祉活動支援事業
校区社会福祉推進協議会への支援
- (5) 福祉のまちづくり推進助成事業の実施
- (6) 歳末たすけあい事業
 - ア 要保護・準要保護家庭児童生徒への支援
 - イ 児童養護施設入所児童生徒への支援
- (7) テーマ設定型事業
車いす貸出事業に使用する車いすの購入

7 資金貸付

- (1) 生活福祉資金貸付制度の受託事務〔県社協受託事業〕
 - ア 総合支援資金の借入相談の受付
 - イ 福祉資金の借入相談の受付
 - ウ 教育支援資金の借入相談の受付
 - エ 不動産担保型生活資金の借入相談の受付
 - オ 臨時特例つなぎ資金の借入相談の受付
- (2) 暮らし資金貸付事業〔県社協受託事業〕
低所得のための不時の出費等によって暮らしの維持が困難な世帯への生活費等の貸付
- (3) ひまわり資金貸付事業
 - ア 低所得のため不時の出費が緊急に発生した世帯への生活費等の貸付
 - イ 公的資金等の借入れ等の決定を受けた、又は受けようとする世帯への生活費等の貸付
- (4) 行旅困窮者援護貸付事業
市内を通過中の行旅困窮者への貸付
- (5) 生活困窮者自立支援事業との連携

8 脳健康教室運営事業〔市受託事業〕

らくらく脳健康教室の開催

9 紙おむつ給付事業〔市受託事業〕

対象：要介護3～5に認定されたかた及び療育手帳A・Bに判定されたかた

10 日常生活自立支援事業の実施〔県社協受託事業〕

- (1) 利用申込み等相談の受付
- (2) 現利用者の支援
- (3) 尾張東部権利擁護支援センターとの連携
- (4) 尾張東部圏域における市民後見人養成研修への協力

11 生活支援コーディネーター事業〔市受託事業〕

- (1) あさひ生活応援サポーター養成講座の開講（全3回：6月、10月、2月）
- (2) あさひ生活応援サービス事業の実施
- (3) あさひ支えあいサロン開設助成事業の実施
- (4) 尾張旭市（第1層）生活支援・介護予防サービスの充実に関する協議体の運営に関する協力

12 居宅介護支援事業〔介護保険サービス事業〕

- (1) 介護サービス計画（ケアプラン）の作成・見直し
- (2) 介護サービスに関する連絡調整
- (3) 利用者へのサービス給付の管理
- (4) その他介護に必要な支援

13 地域包括支援センター事業〔市受託事業〕

- (1) 総合相談・支援事業
高齢者の日々の暮らしや介護に関する総合的な相談、情報提供及びサービスの利用支援
- (2) 権利擁護事業
ア 高齢者への虐待や消費者被害に関する相談援助
イ 成年後見制度の活用支援
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるなど地域の連携・協力体制や医療・介護関係者間の連携体制の構築、ケアマネジャーに対する専門的な見地からの個別指導や相談などの対応支援
- (4) 認知症の施策推進業務（認知症総合推進事業）
ア 認知症初期集中支援事業
認知症の早期診断・早期対応

イ 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の人が地域で暮らし続けられるための支援体制の構築

ウ 認知症介護家族教室、認知症家族会（笑顔の会）の支援

(5) 地域ケア会議の実施事業

介護支援専門員が抱える困難事例や地域住民などの多職種による検討を行う自立支援に資するケアマネジメントの支援並びに地域で不足している社会資源の把握及び開発につながる地域ケア会議の開催

(6) 介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援

ア 総合事業によるサービスのみの利用者の介護予防ケアマネジメント

イ 指定介護予防事業所における介護予防支援

(7) 在宅医療・介護連携推進事業の支援

医療介護の円滑な連携のため連携推進協議会の各事業への協力

(8) 一般介護予防事業

運動・口腔・栄養講座などを通じ高齢者が要介護状態になることを予防する介護予防の普及・啓発

(9) あさひ介護者のつどいの企画、運営

1.4 その他

(1) 民生委員児童委員協議会との連携

(2) 全国的な募金活動等への参加・協力（赤い羽根共同募金、災害義援金募集活動）

(3) 各種団体、ボランティア及び関係機関との連携（福祉ネットワークづくり）